

令和4年第4回定例会提出議案の説明資料

議案番号	件名	担当部課	頁
1	柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	1
2	柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 DX推進課	2
3	柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総務部 行政課	3
4	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	5
5	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）	学校教育部 教育施設課	6
6	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）	学校教育部 教育施設課	7
7	指定管理者の指定について（柏市民文化会館及びアミューゼ柏）	市民生活部 市民活動支援課	8
8	指定管理者の指定について（柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐ）	保健福祉部 医療公社管理課	9
9	指定管理者の指定について（老人福祉センター）	保健福祉部 高齢者支援課	10
10	指定管理者の指定について（柏市市営駐車場）	土木部 交通政策課 自転車対策室	11
11	財産の取得について（防災非常用蓄電池及びソーラーパネル）	危機管理部 防災安全課	12
12	財産の取得について（モバイルワーク用パソコン）	企画部 DX推進課	13
13	財産の取得について（柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タブレット端末等）	学校教育部 市立柏高等学校	14
14	和解について	財政部 債権管理課	15
15	和解について	財政部 債権管理課	17
16	和解について	環境部 環境政策課	19
17	令和4年度柏市一般会計補正予算について（第6号）	財政部 財政課	20
18	令和4年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	20
19	令和4年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	20
20	令和4年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	21
21	令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	21
22	令和4年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	21
23	令和4年度柏市下水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	22

議案第 1 号 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する
 条例の制定について

議案第 1 号は、公職選挙法施行令の改正に伴い、柏市議会議員及び柏市長の選挙における選挙運動の費用の公費負担に係る限度額を改めるため、柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市議会議員及び柏市長の選挙における選挙運動の費用の公費負担に係る限度額を次のとおり改定すること（第 4 条第 2 号，第 5 条の 2，第 5 条の 4 及び第 8 条関係）。

区分		改正前の単価	改正後の単価
一般運送契約 以外の契約に 係る選挙運動 用自動車の使 用	自動車の借入 れ	15,800円	16,100円
	燃料費	7,560円	7,700円
選挙運動用ビラの作成（1枚 当たり）		7円51銭	7円73銭
選挙運動用ポスターの作成 （1枚当たり）		27円50銭に選 挙のポスター掲示 場の数から500 を減じて得た数を 乗じて得た金額に 573,030円 を加えた金額を当 該選挙のポスター 掲示場の数で除し て得た金額	28円35銭に選 挙のポスター掲示 場の数から500 を減じて得た数を 乗じて得た金額に 586,905円 を加えた金額を当 該選挙のポスター 掲示場の数で除し て得た金額

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 2 号 柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、効果的かつ効率的な行政運営を推進し、及び市民に対するサービスの向上を図るため、組織の一部を改めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 部等の再編（第 1 条関係）

保健福祉部及び保健所を健康医療部及び福祉部に再編すること。

2 部の分掌事務（第 2 条関係）

(1) 国民健康保険に関する事務及び国民年金に関する事務を市民生活部の分掌事務から健康医療部の分掌事務に改めること。

(2) 保健所に関する事務を健康医療部の分掌事務とすること。

(3) 福祉部の分掌事務を次のとおりとすること。

ア 福祉に係る施策に関すること。

イ 障害者福祉に関すること。

ウ 生活支援に関すること。

3 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第 3 号は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、柏市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表（第 3 条関係）

市の機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）は、本人の数が 1, 0 0 0 人に満たない個人情報ファイル（一部の個人情報ファイルを除く。）について、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づく個人情報ファイル簿とは別に、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないこと。

2 開示情報（第 5 条関係）

法第 7 8 条第 1 項に規定する開示請求に係る不開示情報から除くものとして、柏市情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、同条例第 7 条第 2 号ウに掲げる情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分とすること。

3 開示決定等の期限（第 6 条関係）

(1) 開示決定等は、開示請求があった日から 1 4 日以内にしなければならないこと。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこと。

(2) (1) にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1) の期間を 3 0 日以内に限り延長することができること。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこと。

4 開示決定等の期限の特例（第 7 条関係）

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 4 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、3 にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りること。この場合において、市の機関は、3 (1) の期間内に、

開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないこと。

- (1) この特例を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

5 費用負担（第8条関係）

- (1) 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、徴収しないこと。
- (2) 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る文書又は図画の写しの交付を受ける者は、市の機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこと。
- (3) 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、市の機関が定める開示の実施の方法ごとに市の機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならないこと。

6 審議会への諮問（第9条関係）

市の機関は、法第3章第3節の施策を講じる場合のほか、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第1条に規定する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができること。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合
- (3) (1) 及び(2) の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

7 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。
- (2) 柏市個人情報保護条例は、廃止すること。

議案第 4 号 柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、職員の定数を改めるため、柏市職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 職員の定数を次のとおり改めること（第 2 条関係）。

区分	改正前	改正後	増減
市長の事務部局の職員	1, 8 3 3 人	1, 8 8 7 人	5 4 人
上下水道企業の事務部局の職員	1 1 3	1 1 4	1
議会の事務部局の職員	1 7	1 7	—
選挙管理委員会の事務部局の職員	1 0	1 0	—
監査委員の事務部局の職員	8	8	—
農業委員会の事務部局の職員	9	9	—
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	2 8 0	2 8 2	2
消防職員	4 5 0	4 5 6	6
合計	2, 7 2 0	2, 7 8 3	6 3

2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）

議案第 5 号は、市議会令和 3 年第 2 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 6 号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
3, 1 4 6, 0 0 0, 0 0 0 円	3, 2 4 1, 6 9 6, 7 0 0 円

議案第 6 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）

議案第 6 号は、市議会令和 3 年第 2 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 1 3 号）（市議会令和 3 年第 4 回定例会において議決を経た「「工事の請負契約の締結について」の一部変更について」（議案第 1 4 号）により契約金額を変更済）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
1, 0 0 1, 0 0 0, 0 0 0 円	1, 0 2 7, 9 7 7, 5 0 0 円

議案第 7号 指定管理者の指定について（柏市民文化会館及びアミュゼ柏）

議案第7号は、柏市民文化会館及びアミュゼ柏の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市民文化会館及びアミュゼ柏
- 2 指定管理者となる団体
A S T N共同企業体
構成員 東京都目黒区東山一丁目5番4号
K D X中目黒ビル6階
(代表者) アクティオ株式会社
代表取締役 淡野文孝
構成員 東京都港区芝四丁目1番23号
株式会社シグマコミュニケーションズ
代表取締役 村上雅弘
構成員 柏市北柏三丁目5番1号
東葉ビル管理株式会社
代表取締役 水口和夫
構成員 柏市高田1376番地
日本設備管理株式会社
代表取締役 鈴木照男
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 8 号 指定管理者の指定について（柏市立柏病院及び柏市立介護老人
保健施設はみんぐ）

議案第 8 号は、柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐ
- 2 指定管理者となる団体
柏市布施 1 番地 3 柏市立柏病院内
公益財団法人柏市医療公社
代表理事 小 倉 孝 之
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 号 指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第 9 号は、柏寿荘の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏寿荘
- 2 指定管理者となる団体
柏市柏五丁目 1 1 番 8 号
社会福祉法人柏市社会福祉協議会
理事長 中 川 博
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第10号 指定管理者の指定について（柏市市営駐車場）

議案第10号は、柏市市営駐車場の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
柏市市営駐車場
- 2 指定管理者となる団体
タイムズ24株式会社共同事業体
構成員 東京都品川区西五反田二丁目20番4号
(代表者) タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光 一
構成員 東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズサービス株式会社
代表取締役 金子 新 吾
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第11号 財産の取得について（防災非常用蓄電池及びソーラーパネル）

議案第11号は、防災非常用蓄電池及びソーラーパネルを次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる災害等対応用備品

- (1) 防災非常用蓄電池 386台
- (2) ソーラーパネル 386台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

25,739,252円

4 契約の相手方

東京都渋谷区笹塚三丁目33番4号

株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション

代表取締役 横 森 英 俊

議案第12号 財産の取得について（モバイルワーク用パソコン）

議案第12号は、モバイルワーク用パソコンを次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

モバイルワーク用パソコン 105台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

14,969,350円

4 契約の相手方

柏市東上町2番28号

日興通信株式会社 柏支店

支店長 水迫孝紀

議案第13号 財産の取得について（柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タブレット端末等）

議案第13号は、柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タブレット端末等を次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる柏市立柏高等学校情報機器

- (1) 生徒用タブレット端末（Chromebook） 900台
- (2) 教職員用タブレット端末（Chromebook） 100台
- (3) タブレットPC充電保管庫 31台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

91,278,000円

4 契約の相手方

千葉県稲毛区轟町四丁目8番19号

富士電機ITソリューション株式会社 千葉支店

支店長 福永志保

議案第14号 和解について

議案第14号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 和解の概要及び理由

本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方が長期にわたり家賃を滞納していたため、本市は相手方と交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、和解をしようとするもの

2 和解の内容

(1) 本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）につき、相手方は、本市に対し、滞納家賃金350,400円（和解の期日までに相手方の支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となったときは、その減額後の額）の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。ただし、和解の期日までに相手方の支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となった場合であって、アの期間に滞納家賃の支払が完了するときは、当該期間及びイの期日を変更する。

ア 和解の期日の属する月から当該日から起算して5年3か月を経過した日の属する月まで、毎月末日限り、金5,000円ずつ

イ 和解の期日から起算して5年4か月を経過した日の属する月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方は、本市に対し、(1)のとおり滞納家賃を支払うほか、本件賃貸借契約に基づき、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方が、(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金25,000円に達したときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、本市に対し、(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(4) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、相手方は、本市に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

ア 相手方が(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金25,000円に達したとき。

イ 相手方が（２）の家賃の支払を３回以上怠り、かつ、その額が３か月分に達したとき。

(5) （４）により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方は、本市に対し、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額の割合による金員を支払う。

(6) 本市と相手方は、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第15号 和解について

議案第15号は、令和4年9月5日に訴えを提起した東京簡易裁判所令和4年（ハ）第36390号差押債権取立請求事件について、当事者間で協議が整ったため、裁判上の和解をしようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 和解に係る事件名

東京簡易裁判所令和4年（ハ）第36390号差押債権取立請求事件

2 和解の相手方

(1) 東京都中央区銀座一丁目9番6号

株式会社インターパートナーズ

代表取締役 神田 宗豪

(2) 柏市在住 A

3 訴訟の概要

納期限を経過した市民税、県民税、固定資産税及び都市計画税の滞納者である相手方Aが相手方株式会社インターパートナーズ（以下「相手方法人」という。）に対して有する給与等の支払請求権を本市が差し押さえたことにより本市が取得した取立権に基づく金銭等について、相手方法人に対し、支払を求めたもの

4 和解の内容

(1) 相手方法人は、本市に対し、本市が平成28年7月7日付け債権差押通知書をもって行った差押えにより取得した取立権に基づく金銭（以下「取立額1」という。）に係る債務として、金1,333,749円（和解の期日までに相手方法人の支払の状況、延滞金の加算及び遅延損害金の加算によって取立額1が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）の支払義務を負っていることを確認する。

(2) 相手方法人は、本市に対し、本市が令和3年1月21日付け債権差押通知書をもって行った差押えにより取得した取立権に基づく金銭（以下「取立額2」という。）に係る債務として、金1,366,900円（和解の期日までに相手方法人の支払の状況、延滞金の加算及び遅延損害金の加算によって取立額2が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）の支払義務を負っていることを確認する。

(3) 相手方法人は、本市に対し、(1)及び(2)の金員の合計金2,70

0, 649円（和解の期日までに相手方法人の支払の状況、延滞金の加算及び遅延損害金の加算によって取立額1又は取立額2が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）を次のとおり分割して、本市が作成する納付書により支払う。ただし、和解の期日までに相手方法人の支払の状況によって取立額1又は取立額2が減額となった場合であって、この期間に支払が完了するときは、当該期間及びウの期日を変更する。

ア 令和4年12月末日限り、金1,000,000円

イ 令和5年1月から令和6年9月まで、毎月末日限り、金80,000円ずつ

ウ 令和6年10月末日限り、既払金を控除した残額

(4) 相手方法人が(3)の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が金160,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、相手方法人は、本市に対し、(1)及び(2)の金員の合計金額から既払金を控除した残金及びそのときの取立額1及び取立額2の元金の残金に対する和解の期日の翌日から支払済まで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(5) 本市は、その余の請求を放棄する。

(6) 本市と相手方法人は、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

議案第16号 和解について

議案第16号は、平成31年1月31日にあっせんの申立てを行った原子力損害賠償紛争解決センター平成31年（東）第82号事件について、当事者間で協議が整ったため、和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 和解に係る事件名

原子力損害賠償紛争解決センター平成31年（東）第82号事件

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智 明

3 申立ての概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により本市が受けた損害のうち、金85,838,022円（平成26年度から平成28年度までの人件費金59,791,789円及び平成25年度から平成28年度までの行政経費金26,046,233円の合計額）並びにこれに係る遅延損害金の支払を求めたもの

4 和解の内容

- (1) 相手方は、本市に対し、和解金として金7,800,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、(1)の金員を、本市が署名（又は記名）押印した和解契約書の原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に、本市が指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 本市及び相手方は、以下の点を相互に確認する。
 - ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、本市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
 - イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、本市は相手方に対して別途請求しない。
- (4) 手続費用は、各自の負担とする。

議案第17号 令和4年度柏市一般会計補正予算について（第6号）

議案第17号は、令和4年度柏市一般会計予算の総額を約15億5,826万円増額し、約1,622億6,866万円に補正しようとするほか、継続費の追加及び変更、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加並びに地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第18号 令和4年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第18号は、令和4年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を約4,653万円増額し、約7億6,353万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第19号 令和4年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）

議案第19号は、令和4年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を1,700万円増額し、約302億9,039万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第20号 令和4年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第20号は、令和4年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第21号 令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について（第2号）

議案第21号は、令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の総額を711万円増額し、約5億341万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第22号 令和4年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）

議案第22号は、令和4年度柏市水道事業会計予算の収益的収入の予定額を3,450万円減額し、約90億5,788万円に、収益的支出の予定額を4,500万円増額し、76億9,300万円に、資本的支出の予定額を850万円増額し、43億750万円に補正するほか、継続費の変更及び他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 23 号 令和 4 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 23 号は、令和 4 年度柏市下水道事業会計予算の債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 4 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

